

広島県告示第二百五十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項の規定によって、次のとおり公示送達する。

令和七年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求人

旧住所 東京都新宿区戸山二丁目三三番八一二号

新住所 不明

氏名 世古 憲太郎

二 送達事項

審査請求人から令和五年九月二十五日付けで提起のあった、令和五年九月一日付けで広島市長が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定による措置入院決定処分に対する審査請求について、広島県知事が決定した裁決書の謄本一通を広島県健康福祉局疾病対策課に保管し、いつでもこれを交付できるようにしてあるので、来庁の上、受領すること。